

小淵沢中学校 宿泊行事等感染症拡大防止ガイドライン

令和2年 7月20日
北杜市立小淵沢中学校

1 はじめに

本ガイドラインは、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、小淵沢中学校における修学旅行等宿泊行事に関する催行指針として作成しました。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後見直すことがあり得ることにご留意ください。

2 宿泊行事等の開催に当たっての基本的考え方

山梨県及び旅行先の感染レベルや教育委員会の方針に従うとともに、宿泊行事等が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の条件とします。

- (1) 通常の学校教育活動が再開されていること
- (2) 山梨県及び旅行先の感染レベルが、「レベル1」に相当する地域であること
- (3) 感染防止策が十分に取ることができ、濃厚接触範囲など感染状況の追跡が可能であること

3 宿泊行事等の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各行事ではその特性等を勘案して、下記以外にも感染拡大防止に取り組んでいきます。

(1) 全般的な事項

- 1) 感染防止のため学校が行うべき事項や生徒他参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを作成すること
- 2) 各事項がきちんと遵守されているか定期的に確認すること
- 3) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、宿泊行事当日は職員・生徒・他の参加者の体調を書面により確認し、提出された書面について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくこと
- 4) 宿泊行事に参加する全ての者(参加生徒・教師・添乗員等)は、特に指示した時以外はマスクを着用すること
- 5) 宿泊行事後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、北杜市教育委員会とあらかじめ検討しておくこと

(2) 宿泊行事等開催日以前の確認事項

- 1) 参加生徒が以下の事項に該当する場合は、参加することができない
(健康観察と検温は毎日実施し、当日も書面で確認を行う)
 - ① 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) マスク・フェイスシールドを準備すること
- 3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 4) 感染防止のために決められた措置の遵守、指示に従うこと

- 5) 宿泊行事等終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について確認・報告をすること

(3) 宿泊場所で確認すべき事項

1) 手洗い場所

- ① 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)が用意してあること
- ② 手洗いに関するポスター等の掲示があること
- ③ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の用意があること

2) 風呂場, 脱衣室

- ① 広さにはゆとりがあり、他の参加者と密になることを避けられること
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する入浴者の数を制限する等の措置を講じること
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ, ロッカーの取手, テーブル, イス等)については、こまめに消毒すること
- ④ 換気扇を常に回す, 換気用の小窓をあける等, 換気に配慮すること
- ⑤ 入退室の前後に手洗い, 又は手指消毒をすること

3) 洗面所

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ, 水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ③ 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- ④ 手洗いに関するポスター等の掲示をすること
- ⑤ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること
- ⑥ 床面の感染防除のため、適切に消毒すること

4) 飲食

- ① 広さにはゆとりがあり、他の参加者と密になることを避けられること
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、飛沫感染防止のためパーティションで区切る等の措置を講じること
- ③ 生徒が外出先で昼食を取る場合、上記の条件に合うよう事前に調べておくこと。
- ④ 事前に調べることが難しい場合は、弁当を手配するか、現地の事情をよく知る方(ガイド・タクシー運転手)の案内の下、昼食場所を定めること
- ⑤ 新型コロナウイルス感染終息を確認するまでは調理自習等自ら調理する活動は行わないこと

5) 宿泊場所

- ① 宿泊場所では換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行うこと
- ② 換気設備を適切に運転すること
- ③ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- ④ ホテル等を使用する時は、使用範囲を限定し移動経路を明確にしておくこと
- ⑤ 怪我の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること
- ⑥ 上履きは各自持参とし、スリッパ等の使用はしないこと

6) ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- ② マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること

(4) 宿泊行事等当日の受付時の留意事項

- 1) 貸し切りバスには、手指消毒剤を準備すること
- 2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる)
- 3) 乗車後は対面せず、静かに乗車していること
- 4) 受付を行う者は、マスクあるいはフェイスガードを着用すること

(5) 宿泊行事等参加者への対応

- 1) 体調の確認
担任は、以下の事項について確認すること
 - ① 健康チェックカード(登校時)
 - ② 健康観察(乗車前)
以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱(おおむね 37 度5分以上)
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
- 2) マスク等の準備
 - ①参加者がマスクを準備しているか確認すること
- 3) 宿泊行事等参加前後の留意事項
 - ① 宿泊行事等の前後の移動時においても、できる限り三つの密を避けること
 - ② 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

(6) 参加生徒が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、参加ができない
 - ① 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) マスク・フェイスシールドを持参すること
移動時や会話をする際にはマスクを着用すること
※フェイスシールドは各自 1 枚支給します。
※フェイスシールドは周囲の状況見て適切に使用すること。
- 3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 4) 他の参加者等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること
- 5) 宿泊行事中に大きな声で会話、密接するような行動をしないこと
- 6) 感染防止のために決められた措置の遵守、指示に従うこと
- 7) 宿泊行事等終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、保健所の指示の下、速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(7) 参加者が活動を行う際の留意点

- 1) 十分な距離の確保
 - ① 行事の種類に関わらず、活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること ※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を開けることが適当である。
 - ② 身体活動が激しい場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 2) 位置取り

- ① 前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線上に並ぶのではなく、並行する、あるいは斜め後方に位置取ること

3) その他

- ① 新型コロナウイルス感染終息を確認するまでは調理自習等自ら調理する活動は行わないこと
- ② 活動中に、唾や痰をはくことは行わないこと
- ③ タオルの共用はしないこと
- ④ 水分補給については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ⑤ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

(8) その他

- 1) 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の世界生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。

(以上)